

播磨・但馬日仏協会 会則

～「銀の馬車道・鉱石の道」交流会～

第1章 総則

第1条：本会は播磨・但馬日仏協会(Association Franco-Japonaise de Harima-Tajima)と称する。

第2条：本会は主たる事務所を朝来市生野町に置く。

第3条：本会の目的は次のとおりである。

- (1) 播磨・但馬地域とフランスとの親善・友好、文化・学術・経済交流
- (2) 明治の生野銀山お雇いフランス人技師やフランス人らが播磨・但馬地域に遺した歴史遺産、播磨・但馬に与えたフランスの影響、当時の日仏交流に関する研究推進
- (3) 地域のフランス文化理解促進
- (4) 会員相互の親睦・情報交換
- (5) 地域の魅力発信
- (6) 地域住民の異文化理解への理解・地域理解・郷土愛の向上
- (7) 地域歴史文化教育や地域のまちづくりやツーリズム振興に貢献

第4条：本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種講演会・講座・展覧会・研究会などの開催
- (2) 「銀の馬車道・鉱石の道」やフランス関連イベントの開催
- (3) 駐日フランス大使・在京都フランス総領事などフランス関係者を招いての会員交流会の開催
- (4) 姉妹協会である「姫路日仏協会」との連携事業
- (5) 日本国内の日仏協会およびフランスの仏日協会との交流
- (6) 国内外の関連地への見学旅行と現地でのイベントや交流会の参加
- (7) 播磨・但馬地域の魅力発信
- (8) 地域のイベント、会員の活動の案内
- (9) その他本会の目的達成に必要とする事業

第2章 会員

第5条：本会の目的に賛同する者は会員になることができ、会員種別に応じた会員特典を受ける。

第6条：本会の会員は個人会員、個人賛助会員、法人会員、法人賛助会員の4種とする。

第7条：本会の主な会員特典は次のとおりである。

- (1) 本会が行う事業に無料または会員割引価格で参加できる。
- (2) メールでの協会および会員の活動案内や地域の情報の送信、本会の刊行物の送付。
- (3) 会報およびHPでの企業紹介・広告掲載。
- (4) その他詳細については第20条に記す。

第8条：本会に入会を希望する者は当協会ホームページから入会申込するか所定の入会申込書を事務局または但陽信用金各支店に提出し、年会費を納入する。

第9条：会員が次の各号の一に該当する場合は運営理事会の決議によりその資格を失う。

- (1) 本会の名誉を傷つけるような行為のあったとき
- (2) 本会の組織を政治・布教・営利を目的として利用するなど、本会の目的に反する行為のあったとき
- (3) その他前各号に準ずる行為のあったとき

第 10 条：退会を希望する場合、年度末までに事務局に申請するものとする。

第 11 条：1 年間会費未納の場合は退会扱いとする。

第 12 条：再入会を希望する場合、第 10 条に基づいて任意退会した者は、新規に入会申請することにより随時再入会が認められる。第 11 条に基づいて会員資格を喪失した者は、運営理事会を経て再入会を認めることがある。ただし、入会申請と同時に未納分の 1 年分の年会費を納入する必要がある。

第 3 章 役員等

第 13 条：本会に次の役員をおく。

- 会長 : 1 名
- 副会長 : 2 名
- 特任理事 : 数名
- 理事 : 20 名程度
- 監事 : 1 名

2. 本会は上記役員その他、名誉会長、名誉顧問、顧問、オブザーバーを置くことができる。

第 14 条：役員等の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は理事の互選とする。
- (2) 特任理事は法人賛助会員の中から会長の指名により選任する。
- (3) 理事および監事は本協会会員および姫路日仏協会の理事の中から会長の指名により選任する
他、「銀の馬車道・鉱石の道」沿線の市町の商工会議所会頭・商工会長、観光協会会長に依頼する。
- (4) 名誉会長、名誉顧問、顧問は会長より依頼する。
- (5) オブザーバーは「銀の馬車道・鉱石の道」沿線の市役所・町役場の職員の中から会長の指名により依頼する。

第 15 条：役員等は次の各号に該当する職務を遂行するものとする。

- (1) 会長は本会を代表、統括する。
- (2) 副会長は会長の相談役として運営について意見を述べ、支援する。
- (3) 特任理事は会の運営に対して助言や支援を行う。
- (4) 理事は会務および事業の運営に当たる。
- (5) 監事は会務および会計を監査する。
- (6) オブザーバーは会の運営に協力する。
- (7) 名誉会長、名誉顧問、顧問は会長に対して専門的な観点から意見や助言を行う。

第 16 条：役員任期および報酬

- (1) 役員任期は定めない。変更および追加の必要が出た場合、理事会で審議・決定する。

(2) 名誉会長、名誉顧問、顧問の任期は本務職の在任期間中とし、全て名誉職とする。

第4章 会議

第17条：本会の会議は総会と理事会の2種とする。

第18条：総会は会長、副会長、特任理事、理事、監事をもって構成し、毎年1回、年度終了後一定の期間内に開催する。会長が招集・開催し、議長を務め、予算・決算、事業、会則等について府議する。

第19条：理事会は会長と理事をもって構成し、年2回程度開催する。会長が招集し、議長となり、会の事業について協議する。

第20条：会長は必要に応じて運営委員会を適宜開催する。

第5章 資産および会計

第21条：本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助・助成金
- (4) 寄付
- (5) その他

第22条：年会費は次のとおりとする。

会員の種類	「播磨・但馬日仏協会」(A会員) 年会費	「播磨・但馬日仏協会」(B会員) 年会費
個人会員	2,000円	3,000円
個人賛助会員	1口 5,000円	1口 10,000円
法人会員	10,000円	30,000円
法人賛助会員	1口 30,000円	1口 50,000円

【会員特典】

- ・全会員（個人・個人賛助・法人・法人賛助）：本会が行う事業・会員限定事業に無料または会員割引価格で参加できる。また、会報誌の送付、本会主催・後援イベントの案内や地域に関する情報の配信をする。
 - ・個人賛助会員：本会が行う事業に家族を会員同等の扱いで同伴できる。
 - ・法人会員：本会のHPに企業のロゴの掲載、会員に企業の情報をメール配信できる。
 - ・法人賛助会員：上記③の他、本会の会報に企業の広告・紹介の掲載や会員に企業案内チラシの送付ができる。
 - ・A会員：「播磨・但馬日仏協会」の事業に参加できる。
 - ・B会員：「姫路日仏協会」の事業にも参加、会員特典を利用できる。
2. 既に納入した会費は返還しない。
 3. 臨時会費は別に定める。

第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 補則

第 24 条 本会則に定めのない事項については会長が別に定める。

【附則】

1. 本会則は本会の発足日である 2025（令和 7）年 2 月 14 日より施行する。
2. 初年度のみ、会計年度は 2025（令和 7）年 1 月 1 日に始まり、2026（令和 8）年 3 月 31 日までとする。